

事後評価調書(案)

| I 事業概要 | | | | | | |
|------------|---|---|-----------------------------------|---------|------|---------|
| 事業名 | 治山事業(地域防災対策総合治山事業) | | | | | |
| 地区名 | きたしたらくんとうえいちょうおおあざびがしそのめほか 北設楽郡東栄町大字東菌目他 地区 | | | | | |
| 事業箇所 | きたしたらくんとうえいちょうおおあざびがしそのめほか 北設楽郡東栄町大字東菌目他 地内 | | | | | |
| 事業のあらまし | <p>本地区は、北設楽郡東栄町の東部に位置し、静岡県に近接している。</p> <p>地区内には、大千瀬川支流の東菌目川沿いに県道御園浦川停車場線、西菌目川沿いに町道下川御園線が通り、それぞれの道路沿いに集落が点在している。また各集落には、東菌目ふれあいプラザと西菌目集会所があり、地域住民の避難場所になっている。さらに、東菌目川上流には中央統合簡易水道施設があり、流域の森林は地域住民の重要な水源になっている。</p> <p>しかし、本地区内の森林は過密化が進んでおり、下層植生が衰退し、山腹斜面の崩壊や溪流内への不安定土砂礫の堆積が進んでいる。そのため、地元住民からは災害対策に対して強い要望が出されていた。</p> <p>こうしたことから、本事業により、荒廃地・荒廃移行地等の復旧を行う目的で治山ダム・土留工等の治山施設を整備するとともに、間伐が遅れた荒廃森林の水源かん養機能や土砂流出防止機能を回復させるための森林整備を総合的に実施し、森林の有する機能の向上を図った。</p> | | | | | |
| 事業目標 | <p>【達成(主要)目標】</p> <p>森林の有する水源かん養機能と土砂流出防止機能の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 溪流の侵食防止と不安定土砂礫の安定を図る。 2) 山腹崩壊地の拡大防止と植生の回復を図る。 3) 保安林管理道を施工し、保安林の適正な維持管理を図る。 4) 森林の有する水土保持機能の回復を図る。 <p>【副次目標】</p> <p>—</p> | | | | | |
| 事業費 | 事業費 | | 内訳 | | | |
| | 5.93 億円 | | ■工事費 5.60 億円、口用補費 億円、■その他 0.33 億円 | | | |
| 事業期間 | 採択年度 | 2008 年度 | 着工年度 | 2009 年度 | 完成年度 | 2014 年度 |
| 事業内容 | 治山ダム等 14 個、山腹工 0.79 ha、本数調整伐 237.3 ha、保安林管理道 1,550 m | | | | | |
| II 評価 | | | | | | |
| ①事業目標の達成状況 | 1) 主要目標の達成状況 | <p>【達成状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治山ダム等を設置したことで、溪流の安定を図ることができた。 2) 山腹工を設置したことで、不安定土砂礫の安定化及び植生の回復ができた。 3) 保安林管理道を施工したことで、治山施設や森林整備が適切に管理されるとともに、緊急時の迂回路が確保できた。 4) 間伐が遅れた荒廃森林に対して本数調整伐を実施したことで、下層植生の回復ができ、森林の有する機能の向上が出来た。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業の整備により、当該地区の森林の有する水源かん養機能や土砂流出防止機能が向上したため、事業目標を達成した。</p> | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--|--|-----------------|--------------|----------|
| | 2) 副次目標の達成状況 | <p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p> | | | |
| ②事業効果の発現状況 | 【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】 | | | | |
| | | | 事前評価時 (2008) | 実績 (2014) | 備考 |
| | 事業期間 | | 2009～2013 | 2009～2014 | |
| | 事業費 | 工事費 | 7.14 億円 | 5.60 億円 | 1.54 億円減 |
| 用地補償費 | | — | — | | |
| その他 | | 0.49 億円 | 0.33 億円 | 0.16 億円減 | |
| 合計 | | 7.63 億円 | 5.93 億円 | 1.70 億円減 | |
| 効果の算定要因 | 治山ダム等による 保全面積 | 14.58ha | 14.58ha | | |
| | 山腹工による 保全面積 | 0.79ha | 0.79ha | | |
| | 森林整備による 保全面積 | 310.00ha | 237.31ha | 72.69ha 減 | |
| 【事業期間に対する評価】 | | 保安林管理道の開設において当初想定していたよりも脆い岩盤が出たため落石を防止する対策が必要となり、事業期間を1年間延長したが、概ね計画どおり完了することができた。 | | | |
| 【事業費に対する評価】 | | 事業採択時において治山ダム18個を計画していたが、治山ダムを設置したことで土砂の流出が抑えられ、溪流が安定化したことにより、下流で計画していた治山ダムが不要となった。このことから、治山ダム等の計画個数(18→14個)を減らすことができたため、工事費を1.70億円削減することができた。 | | | |
| 【効果の算定要因に対する評価】 | | 事業実施により、荒廃森林の整備及び荒廃森林の周囲が保全され水源かん養機能や土砂流出防止機能を発揮していることから、概ね計画通りの効果が表れている。 | | | |
| ③事業実施による環境の変化 | 事業実施箇所について、事業完了後に定期的な治山施設の安全点検調査を行った結果、治山施設の機能が十分に発揮されており、山地災害が発生していないことを確認しているため、治山施設及びその周辺区域においては、林内の環境は改善されている。 | | | | |
| III 対応方針(案) | | | | | |
| 今後の事後評価の必要性 | 事業目標はすべて達成されている。また、計画どおりに事業を実施することができ、荒廃箇所の植生回復が進んでいることから事業効果も発現している。このため、今後の事後評価は不要である。 | | | | |
| 改善措置の必要性 | 事業目標が計画どおりに達成されているため、改善措置は不要である。 | | | | |
| 同種事業に反映すべき事項 | 先行して設置した治山ダムの施工効果による荒廃の回復状況を踏まえて、治山ダムの設置計画数を見直すなど柔軟に対応することが必要である。 | | | | |
| IV 事業評価監視委員会の意見 | | | | | |
| | | | | | |
| V 対応方針 | | | | | |
| | | | | | |